

第二明光園指定介護予防短期入所生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人視覚障害者福祉会が開設する第二明光園指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 事業所の介護職員等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 2 事業の全般の推進にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム 第二明光園
- 2 所在地 群馬県前橋市樋越町19-1

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 特別養護老人ホーム第二明光園施設長とする。
一 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 介護職員 20名以上 特別養護老人ホーム第二明光園介護職員とする。
一 介護職員は、介護予防短期入所生活介護利用者の身体・精神介護及びその他の日常生活上の援助を行う。
- 3 看護職員 3名以上 特別養護老人ホーム第二明光園看護職員とする。
一 看護職員は、介護予防短期入所生活介護利用者の健康管理・助言及び主治医との綿密な連携をはかる。
- 4 生活相談員 1名
一 生活相談員は、介護予防短期入所生活介護利用者の日常生活上の相談・助言、書類作成の代行及び関係機関との連携をはかる。
- 5 栄養士 1名 ・調理員 6名
一 栄養士は、介護予防短期入所生活介護利用者の献立の作成及び栄養指導を行う。

二 調理員は、介護予防短期入所生活介護利用者へ食事の提供をする。

6 機能訓練指導員 1 名

一 機能訓練指導員は、介護予防短期入所生活介護利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(利用定員)

第 5 条 利用定員は 8 名とする。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間 入所・退所時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 3 必要に応じ、電話等により 24 時間常時受け入れ可能な体制とする。

(介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第 7 条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防短期入所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
 - 二 機能訓練（日常動作訓練）
 - 三 介護サービス
 - 四 健康状態の確認
- 2 前項を除く法定代理受領分以外のサービス提供の利用額は、次のとおりとする。
- 一 滞在に要する費用。
 - 二 食事の提供に要する費用。
 - 三 送迎に要する費用
 - 四 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 同条(第 7 条)に関する施設サービスの利用料及び費用は別紙 1 に定める金額とする。

(通常の送迎の実施区域)

第 8 条 通常の送迎の実施区域は、前橋市、高崎市、桐生市、みどり市、伊勢崎市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護のサービスを利用するにあたって、別紙に定める事項について遵守しなければならない。

(緊急時等の対応)

第 10 条 介護予防短期入所生活介護事業所の職員は、介護予防短期入所生活介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第 11 条 職員は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人視覚障害者福祉会と事業所の管理に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程の一部改正（第8条）は、令和6年4月1日から施行する。

この規程の一部改正（第13条）は、令和7年4月1日から施行する。